

クラブツクバリアンズ

会 則

RF
FC

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、クラブツクバリアンズと称します。

(目的)

第2条 本会の目的は、ツクバリアンズラグビーフットボールクラブの応援活動をサポートすることにより、クラブの強化、競技の普及、クラブと地域とのコミュニティー化を実現することを目的とします。

第2章 会員

(会員の構成)

第4条 本会は法人会員、個人会員をもって構成します。

(会員資格)

第5条 会員は、第2条の目的に賛同して入会申込みを行い、年会費を納入し会員名簿に登録された者（団体）とします。

(年会費)

第6条

1. 年会費は、次の通り定めます。
 - (1) 法人会員1口につき、12,000円
 - (2) 個人会員1口につき、3,000円
2. 年会費の口数には上限は定めません。
3. 年会費は銀行振込で支払うものとする。
4. 事業年度の中途から入会した場合でも、年会費の金額に変更はないものとします。
5. 支払われた会費は、理由の如何に関わらず返還しないものとします。

(会員証)

第7条 年会費納入確認後、会員証を発行します。なお、会員証の所持（提示）により次の特典を受けることが出来ます。

- (1) オリジナルグッズの会員価格でのご購入
- (2) 提携店の利用頻度に応じた特典の提供
- (2) 会報誌のお届け
- (3) クラブハウスの優先利用
- (4) その他、関連イベント等のご案内・優遇

(退会)

第8条 次に該当する場合は、本会を退会するものとします。

- (1) 会員より退会の申し出があった場合
- (2) 年会費が納入されない場合
- (3) 本会の活動の妨げとなる行為等があった場合
- (4) 本会則を遵守できない場合
- (5) その他、本会が会員として不相当と認めた場合

第3章 役員

(役員構成)

第9条 クラブブックバリエーションには次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 若干名

(役員役割)

第10条 役員役割は次の通りとします。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を維持するとともに理事会の議長を務める
- (2) 副会長は、会長に支障ある場合はその任務を代行する
- (3) 理事は、本会の基本的運営にかかわる事項を審議する
- (4) 監事は、本会の会計を監査し、理事会に報告する

(役員選出)

第11条 本会の役員は次の通り選出します。

- (1) 会長及び副会長は、理事の中から理事会において互選する
- (2) 理事は、会員の中から理事会の推薦により選出する
- (3) 監事は、理事会の推薦により選出する

(役員任期)

第12条 会長、副会長および理事の任期は2年とするが、再任は妨げない。

ただし、役員に欠員が生じた場合は、その後任者が残る期間の役割を引き継ぐものとします。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第13条 本会には会長、副会長、理事および監事により構成される理事会を置きます。

(理事会の任務)

第14条 理事会の任務は次の通りとします。

- (1) 年度事業計画および収支予算の決定ならびに変更
- (2) 事業報告および会計報告の承認
- (3) 監査の承認
- (4) 役員を選解任
- (5) 理事会費の決定
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第15条

1. 毎年度当初に定期理事会を開催します。ただし必要に応じて臨時理事会を開催することが出来る。
2. 理事会の招集は会長が行うこととします。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第16条 本会の事務局はツクバリアンズR.F.C.クラブハウスに置き、本会の事務の全てを行うこととします。

事務局所在：茨城県つくば市春日 4-16-2 ツクバリアンズR.F.C.クラブハウス

(事務局の構成)

第17条 事務局は事務局長および若干名の事務局員をもって構成します。

(事務局の任務)

第18条 事務局の任務は次の通りとします。

- (1) 理事会において決定された事項の実施
- (2) 前項の実施結果の理事会に対する報告
- (3) その他、本会の運営に関する必要事項

第6章 事業

第19条 本会の目的を達成するに下記の事業を行うものとします。

- (1) クラブへの経済的援助活動
- (2) 会員によるチームの試合応援活動
- (3) 本会の広報活動
- (4) 競技の底辺拡大活動
- (5) その他、本会の目的達成のための活動

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとします。

第7章 付則

(プライバシーポリシー)

第21条 会員登録した際の個人情報は、本会運営のためのみに管理および使用し、その保護に万全を期すよう務めることとします。

また、いかなる場合でも第三者への提供は行わないものとします。

(会則の変更)

第22条 会則は、理事会の承認により変更することができます。

(施行の時期)

第23条 この会則は、2008年4月1日から制定実施します。